

(改正後)

公用令書 発付番号		第 号
公 用 令 書		
住 所		
職 業		
氏 名		
年 月 日生		
(法人その他の団体については、 その名称、事業の種類、及び主 たる事務所の所在地)		
災害救助法第7条の規定に基づき次のとおり救助に関す る業務に従事することを命ずる。		
年 月 日 取		
千葉県知事 氏 名 印		
従事すべき救助業務		
従 事 す べ き 場 所		
従 事 す べ き 期 間		
出 頭 す べ き 日 時 及 び 場 所		
(法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、) (計画、その他必要と認める事項)		

(改正前)

公用令書 発付番号		第 号
公 用 令 書		
住 所		
職 業		
氏 名		
年 月 日生		
(法人その他の団体については、 その名称、事業の種類、及び主 たる事務所の所在地)		
災害救助法第7条の規定に基づき次のとおり救助に関す る業務に従事することを命ずる。		
年 月 日 取		
千葉県知事 氏 名 印		
従事すべき救助業務		
従 事 す べ き 場 所		
従 事 す べ き 期 間		
出 頭 す べ き 日 時 及 び 場 所		
(法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、) (計画、その他必要と認める事項)		

(改正後)

公用令書の裏面

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が、負傷、疾病等により指定の日時に出席し難い場合には、医師の診断書（やむを得ない事由により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、当該職員に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、当該職員に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出席することができない者は、居住地の市町村長に、この令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出席すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の**拘禁刑**又は30万円以下の罰金に処せられる。

(改正前)

公用令書の裏面

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が、負傷、疾病等により指定の日時に出席し難い場合には、医師の診断書（やむを得ない事由により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、当該職員に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、当該職員に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出席することができない者は、居住地の市町村長に、この令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出席すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の**懲役**又は30万円以下の罰金に処せられる。